

投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

南部国境地域におけるモデル都市地域への投資が継続的に行われるため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 モデル都市地域とは、ナラティワート県スガイコーロック郡、パッタニー県ノーンチク郡、ヤラー県ベートン郡、およびソンクラーク県チャナ郡に指定し、その地域を投資奨励対象地区とする地域を意味する。

第 2 項 一般の場合における第 1 項に基づく地域における投資奨励措置

2.1 モデル都市地域への投資プロジェクトを有する、投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」巻末の全業種を国家にとって特別に重要であり役立つ業種とする。以下のように恩典が付与され、かつ条件に従うこと。

2.2 恩典

2.2.1 機械の輸入税を免除する。

2.2.2 法人所得税を 8 年間免除する。（法人所得税免除の上限なし）

2.2.3 法人所得税免除期間満了後に投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50% で減税する。

2.2.4 事業による収入が発生した日から輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 20 年間控除する。

2.2.5 通常の減価償却以外に、インフラの設置費または建設費の 25% を控除する。

2.2.6 輸向け製造用の原材料および必要資材の輸入税を 10 年間免除する。

2.2.7 タイ国内販売向けの原材料および必要資材の輸入税を通常税率の 90% で 10 年間減税する。

2.2.8 税制以外の恩典

2.3 条件

2.3.1 最低投資金額（土地代および運転資金を除く）は 50 万 バーツ 以上とする。

- 2.3.2 タイ国内の中古機械の使用を許可するが、その金額の上限を 1,000 万バーツまでとし、また中古機械の金額の 1/4 以上、新品の機械に投資すること。

第 3 項 特別な場合における第 1 項に基づく地域における投資奨励措置、既存プロジェクトの事業者が新規プロジェクトへの奨励申請を希望する場合は以下の通り。

- 3.1 既存プロジェクトとは、既に操業しているプロジェクトで、被奨励事業であるか否かを問わず、モデル都市地域に立地する必要があるが、投資奨励対象業種に該当する事業を意味する。
- 3.2 新規プロジェクトとは、指定されたモデル都市地域における投資奨励を申請する新規投資プロジェクトで、第 3.1 項に基づく既存法人または既存プロジェクトを持つ 企業グループが全株式を保有する新規法人であること。
- 3.3 新規プロジェクトに投資する既存プロジェクトの事業者には既存プロジェクトと新規プロジェクトの恩典が付与される。以下のように恩典が付与され、かつ条件に従うこと。

3.3.1 恩典

既存プロジェクト

- (1) 法人所得税を 5 年間免除する。但し、指定されたモデル都市地域における新規プロジェクトの投資金額（土地代および 運転資金を除く）の 100%を上限とする。

(2) 税制以外の恩典

新規プロジェクト

- (1) 機械の輸入税を免除する。
- (2) 法人所得税を 8 年間免除する。（法人所得税免除の上限なし）
- (3) 法人所得税免除期間満了後に投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。
- (4) 事業による収入が発生した日から輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 20 年間控除する。
- (5) 通常の減価償却以外に、インフラの設置費または建設費の 25%を控除する。
- (6) 輸向向け製造用の原材料および必要資材の輸入税を 10 年間免除する。
- (7) タイ国内販売向けの原材料および必要資材の輸入税を通常税率の 90% で 10 年間減税する。

(8) 税制以外の恩典

3.3.2 条件

既存プロジェクト

- (1) 最低投資金額（土地代および運転投資金を除く）は 50 万バーツ以上とする。なお、既存プロジェクトの奨励申請日

の前に取得する、委員会の同意を得た建物と機械の原価から検討する。

- (2) 既存プロジェクトの奨励申請書は、新規プロジェクトの機械設置が完了し操業開始できる段階で提出しなければならない。

新規プロジェクト

- (1) 最低投資金額（土地代および運転投金を除く）は 50 万
パーツ以上とする。
- (2) タイ国内の中古機械の使用を許可するが、その金額の上
限を 1,000 万パーツまでとし、また中古機械の金額の
1/4 以上、新品の機械に投資すること。
- (3) 仏暦 2570 年（2027 年）の最終営業日までに投資奨励
申請書を提出すること。その際、既存プロジェクトの確認
書も合わせて提出すること

第 4 項 南部国境地域内のモデル都市地域に立地する場合の条件を緩和する業種表に基づき、モデル都市地域の対象業種の基準および条件を指定する。

尚、仏暦 2566 年（2023 年）1 月 3 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー
(プラユット・チャンオーチャー)
首相
投資委員会委員長

南部国境地域内のモデル都市地域に立地する場合の

条件を緩和する業種表

1 類 農業・農産品およびバイオ

業種	条件
1.1.2 動物の繁殖または飼育	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、換気システム、自動給水給餌システム、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システム、および環境への影響を予防・軽減するシステムなど。
1.1.3 屠殺	最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却システム、異物検査など。
1.2.4.1 天然ゴムからの製品の製造	原材料として使用される天然ゴムの量は、プロジェクト内の原材料使用量の 51% 以上であること。
1.2.5 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物 (Food Additives)、食品調合物 (Food Ingredients)、または栄養補助食品 (Dietary Supplement) の製造	砂糖およびアルコール飲料を奨励対象外とする。
1.2.6.4 医療食品 (Medical Food) の製造	1. 砂糖およびアルコール飲料を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA)、またはその他同等の機関により医療食品を登録すること。
1.4.4.2 その他の場合の冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸	
1.4.5 農産物取引センター	1. 土地面積は 10 ライ以上であること。 2. 全面積の 60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 3. 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供すること。

2 類 医療機器産業

業種	条件
2.2.2.2 健康回復センター	1. 回復およびリハビリテーションに医療技術を使用すること。ただし、薬物中毒者の回復は含まない。 2. 継続的な健康回復プログラムを設けること。そして、サービスを受ける人のための宿泊施設を設けること。

3 類 機械および自動車産業

業種	条件
3.7 オートバイの製造（総排気量が 248cc. 未満のものを除く）	1. 自社で行うかまたは他社に外注するかを問わず構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程を有すること。 2. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。

4 類 電子・電気機器産業

業種	条件
4.2.7.5 外付け HDD および USB フラッシュドライブなどの他の記憶装置の製造	

5 類 基礎金属、材料の産業

業種	条件
5.2.2.3 セラミックス製品の製造	成形、焼成および/ またはアニール工程を有すること。
5.2.5 公共事業用建設資材およびプレストレスト・コンクリートの製造	
5.4.15 建設用もしくは工業用金属構造の製造（Fabrication Industry）	

6 類 化学・石油化学産業

業種	条件
6.4.2 消耗品用のプラスチック製品の製造、例：プラスチック包装材	
6.6.7 パルプまたは紙から作られた製品の製造、例：紙箱	

7 類 公共施設

7.2.4 工場および/または倉庫のための建物開発	
---------------------------	--

10 類 高付加価値サービス

業種	条件
10.11.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 3. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 1 億バーツ以上であること。 4. 1 カ国以上に対し物流を行うこと。また、顧客が海外に流通させた商品の管理費による収入の割合は総収入の 50% を超えること。